

特定健康診査 問診票 (同意書)

私は以下の事項について同意します。

事業主(事業所)が、全国健康保険協会大阪支部より「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「高確法」という。)に基づき、加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求められた際に、高確法に含まれない項目についても全国健康保険協会大阪支部に提供すること。

平成 年 月 日



事業所名			
健康保険証	記号		お名前 (自署)
	番号		

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第2条第2項の一(裏面参照)における既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)が必要となりますので下記質問にお答えいただきますようお願いいたします。

質問項目	回答 (どちらかに○)	
	はい	いいえ
① 現在、血圧を下げる薬を服用していますか。		
② 現在、インスリン注射又は血糖を下げる薬を服用していますか。		
③ 現在、コレステロールを下げる薬を服用していますか。		
④ 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。		
⑤ 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。		
⑥ 医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。		
⑦ 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「習慣的に吸っている」とは、「吸い始めて現在までの合計が100本以上」又は「6か月以上吸っている」ことで、かつ「最近1か月も吸っている」ことです。)		

※裏面に根拠条文を記載しておりますのでご参照ください。

根拠条文

◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第21条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき行われる特定健康診断に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診断の全部又は一部を行ったものとする。

2 労働安全衛生法第2条第3号に規定する事業者その他の法令に基づき特定健康診断に相当する健康診断を実施する責務を有する者(以下「事業者等」という。)は、当該健康診断の実施を保険者に対し委託することができる。この場合において、委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

(特定健康診断等に関する記録の提供)

第27条 保険者は、加入者の資格を取得した者がいるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診断又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診断若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

◎特定健康診断及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第2条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき特定健康診断を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であって、当該事実を保険者が確認した場合には、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診断の全部または一部を行ったものとみなす。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重及び腹囲の検査

四 血圧の測定

五 血色素量及び赤血球数の検査

六 肝機能検査

七 血中脂質検査

八 血糖検査

九 尿検査

十 心電図検査

十一 血清クレアチニン検査

(事業者等が行う記録の写しの提供)

第14条 保険者が、法第二十七条第二項の規定により加入者を使用している事業者等(法第二十一条第二項に規定する事業者等をいう。以下同じ。)又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2 法第二十七条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

◎個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は指導の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)